



ひと、暮らし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

予防接種施策について

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

新型コロナウイルスワクチンについて

ひとくらしみらいのため



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

国内の新型コロナワクチンの接種状況について

出典：首相官邸HP

これまでの総接種回数：**432,269,982**回（令和5年12月19日公表）※1

増加回数：**+1,116,923**回（令和5年12月12日比）
(うち令和5年秋開始接種：**+1,104,936**回)

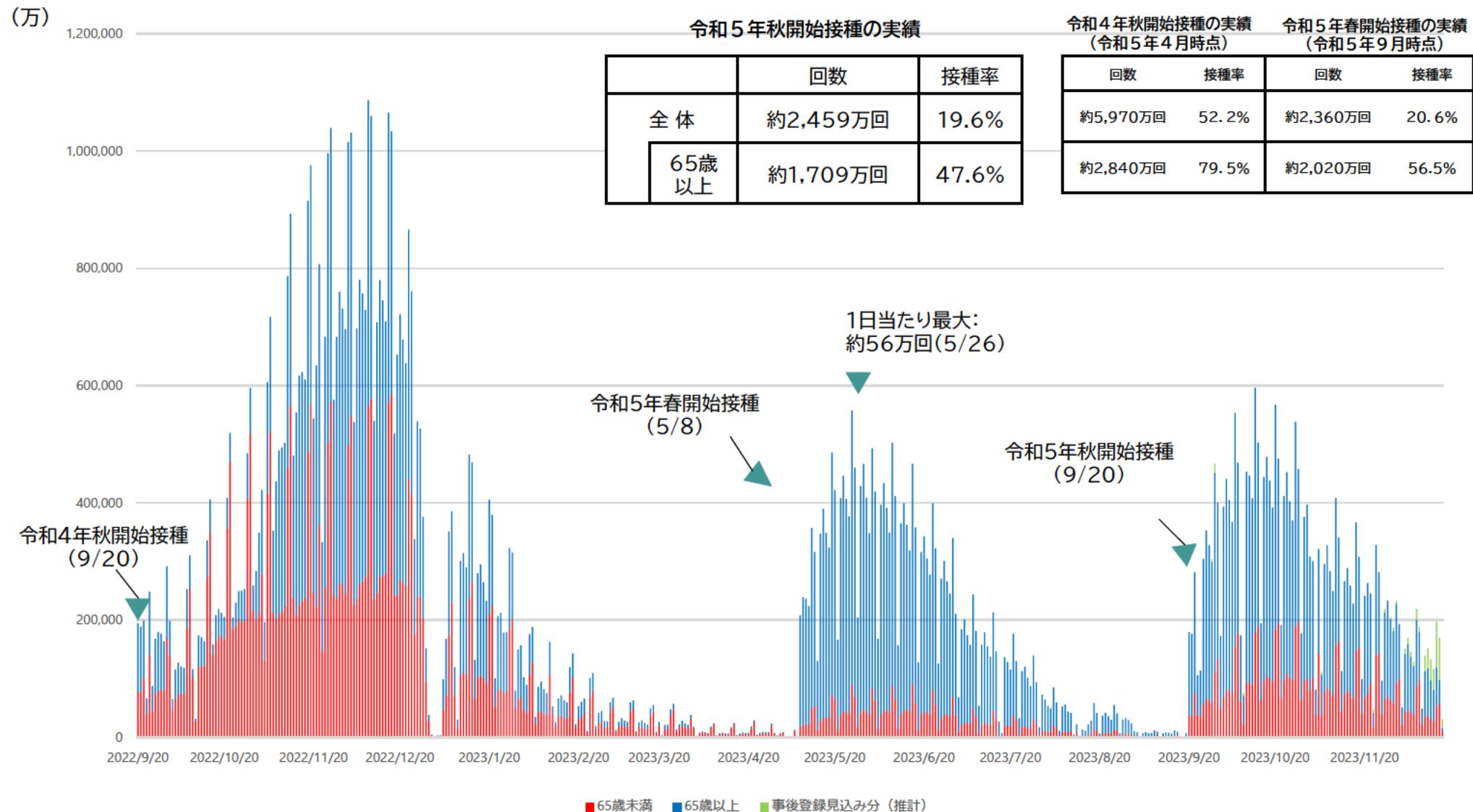
令和5年秋開始接種の回数※2

全体		うち高齢者※3	
回数	接種率	回数	接種率
24,595,546	19.6%	17,096,677	47.6%

接種回数別の内訳※4

	全体		うち高齢者※3		うち小児接種※5		うち乳幼児接種※6	
	回数	接種率	回数	接種率	回数	接種率	回数	接種率
総接種回数	432,269,982	—	191,261,998	—	4,498,319	—	524,930	—
うち1回目接種	104,734,454	80.8%	33,352,128	92.9%	1,768,795	24.5%	186,426	4.4%
うち2回目接種	103,451,518	79.8%	33,275,845	92.7%	1,714,433	23.8%	172,800	4.0%
うち3回目接種	86,659,613	67.3%	32,931,685	91.8%	731,202	10.1%	136,017	3.2%
うち4回目接種以上	137,424,397	—	91,702,340	—	283,889	—		

新型コロナワクチンの接種回数の推移（接種日ベース）（12/17時点）



* グラフ上の事後登録見込み分については、VRSへの記録の事後登録による現在の登録値からの伸び率を仮定し、当該伸び率を踏まえて確定値を推計。

特例臨時接種の終了にかかる情報提供（リーフレット）

〈新型コロナワクチン接種をご希望の方へ〉

令和5年12月25日

**新型コロナワクチンの全額公費による接種は
令和6年3月31日で終了します**

オミクロン株(XBB.1.5) 対応ワクチンの接種対象とワクチンの種類

■ 令和5年9月20日以降、生後6か月以上のすべての方に對して、新型コロナのオミクロン株(XBB.1.5)に対応した1価ワクチン(XBB.1.5対応ワクチン)の接種が始まりました。

■ 新型コロナワクチンの全額公費による接種は、初回接種、秋冬の接種とともに令和6年3月31日で終了します。接種をご希望の方は、期間内に余裕を持って受けしてください。

■ 令和6年4月4日以降は、65歳以上の方および60～64歳で対象となる方(※)には、秋冬に自治体による定期接種が行われます。また、任意接種として、時期を問わず自費で接種していただけます。

(※) 60～64歳で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

〈接種対象となる方と接種間隔〉

新型コロナワクチンの接種を初めて受ける場合、合計2回(6か月～4歳の方がファイザー社のワクチンを受ける場合は合計3回)の接種を行います。
この1・2回目(6か月～4歳の方がファイザー社のワクチンを受ける場合は3回)の接種を1セットとして、「初回接種」といいます。

〈接種に使用するワクチン〉(※2)

	初回接種		秋冬の接種(追加接種)		
	モデルナ社 [XBB.1.5]	ファイザー社 [XBB.1.5]	モデルナ社 [XBB.1.5]	ファイザー社 [XBB.1.5]	第一三共社 [XBB.1.5]
6か月～4歳	○ 5歳まで	○	—	○	—
5～11歳	○ 6歳以上	○	○ 6歳以上	○	—
12歳以上	○	○	○	○	○

注：接種証明などについては、お住まいの市町村にお問い合わせください。
(※1)秋冬の接種は一人1回受けられます。(※2)武田社(ノバルティス)のワクチンは、令和5年12月25日をもって接種が終了しました。

厚生労働省

XBB.1.5 対応ワクチンの安全性

■ ファイザー社、モデルナ社、第一三共社のXBB.1.5 対応ワクチンについて、各年齢において、下記のような副反応が報告されています。また、頻度は不明ですが、重大な副反応としてショック、アナフィラキシー、心筋炎、心膜炎が知られています。

発現割合	ファイザー社のワクチン			モデルナ社のワクチン	第一三共社のワクチン
	6か月～4歳	5～11歳	12歳以上	6か月以上	12歳以上
50% 以上	易感性(※1)	疼痛(※2)、疲労	疼痛(※2)、頭痛、疲労	疼痛(※2)、頭痛、疲労、易感性(※1)	疼痛(※2)、倦怠感
5～50%	疼痛(※3)、発赤、紅斑、腫脹(※3)、頭痛(※4)、頭痛、食欲減退、下痢、嘔吐、筋肉痛、疲労、発熱、悪寒	発赤、紅斑、腫脹(※3)、頭痛(※4)、下痢、筋肉痛、関節痛、リンパ節症、悪寒、発熱	頭痛(※3)、発赤、紅斑、筋肉痛、関節痛、リンパ節症、悪寒、発熱	傾眠(※4)、食欲減退(※5)、頭痛、硬結(※5)、発赤、紅斑、恶心・嘔吐、筋肉痛、関節痛、リンパ節症(※6)、悪寒、発熱	熱感、腫脹(※3)、そう痒感、硬結、頭痛、筋肉痛、発熱、過発性反応(※8)、リンパ節症(※6)、発疹、腋窩痛
1～5%	頭痛	嘔吐			過発性反応(疼痛・腫脹・紅斑等)(※7)

注：生後6か月～5歳のみ
(※1)易感性：機知がない (※2)疼痛：注射部位の痛み (※3)腫脹：注射部位の腫れ (※4)頭痛：頭痛になる様子
(※5)頭痛・硬結：注射部位の腫れ、凹くなること (※6)リンパ節症：注射部位と同じ位の腫れや痛み (※7)過発性反応：接種後7日以内の痛みや腫れなど
(※8)過発性反応：接種後7日以内に現れる紅斑、蕁麻疹、そう痒感、筋肉痛、関節痛、発熱

出典：添付文書「コニタニヤ製剤 6ヶ月～4歳用、コニタニヤ液剤 5～11歳用、スパイクバックス液剤(1価：オミクロン株 XBB.1.5)、ダイプロナ液剤(XBB.1.5)」

Q&A

Q. 令和6年4月以降の接種は有料となるのですか？

A. 65歳以上の方および60～64歳で対象となる方(※)には、新型コロナの重症化予防を目的として、秋冬に自治体による定期接種が行われ、費用は原則有料となります(接種を受ける努力義務や自治体からの接種奨励の規定はありません)。令和6年4月1日以降に定期接種以外で接種をご希望の方には、任意接種として、自費で接種していただくことになります。
(※) 60～64歳で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

Q. 令和6年3月31日までに初回接種を完了できない場合はどうなりますか？

A. 令和6年3月31日までに初回接種を完了できない場合、残りの接種は自費で受けなければなりません。初回接種を希望される方は、できるだけ、令和6年3月31日までに必要な接種を完了できるよう余裕を持って受けただくようお願いします。

○ワクチンを受けるにはご本人または保護者の同意が必要です。

ワクチンを受ける際には、感染予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持つていただいた上で、ご本人または保護者の意思に基づいて接種をご判断いただきますようお願いします。受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。職場や会員の方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に對して差別的な対応をすることはあってはなりません。

○予防接種健常被害救済制度があります。

予防接種では健康被害(筋気になりたり障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことはできないことから、救済制度が設けられています。申請に必要となる手続きなどについては、住民票がある市町村にご相談ください。
臨時接種および定期接種ではない場合(任意接種の場合)には、予防接種健常被害救済制度ではなく、医薬品副作用被害救済制度の対象となります。申請に必要となる手続などについては、医薬品医療機器総合機構(PMDA)にご相談ください。

新型コロナワクチンの有効性・安全性などの詳しい情報については、厚生労働省ホームページの「新型コロナワクチンについて」のページをご覧ください。

厚労 コロナ ワクチン 検索

QRコード

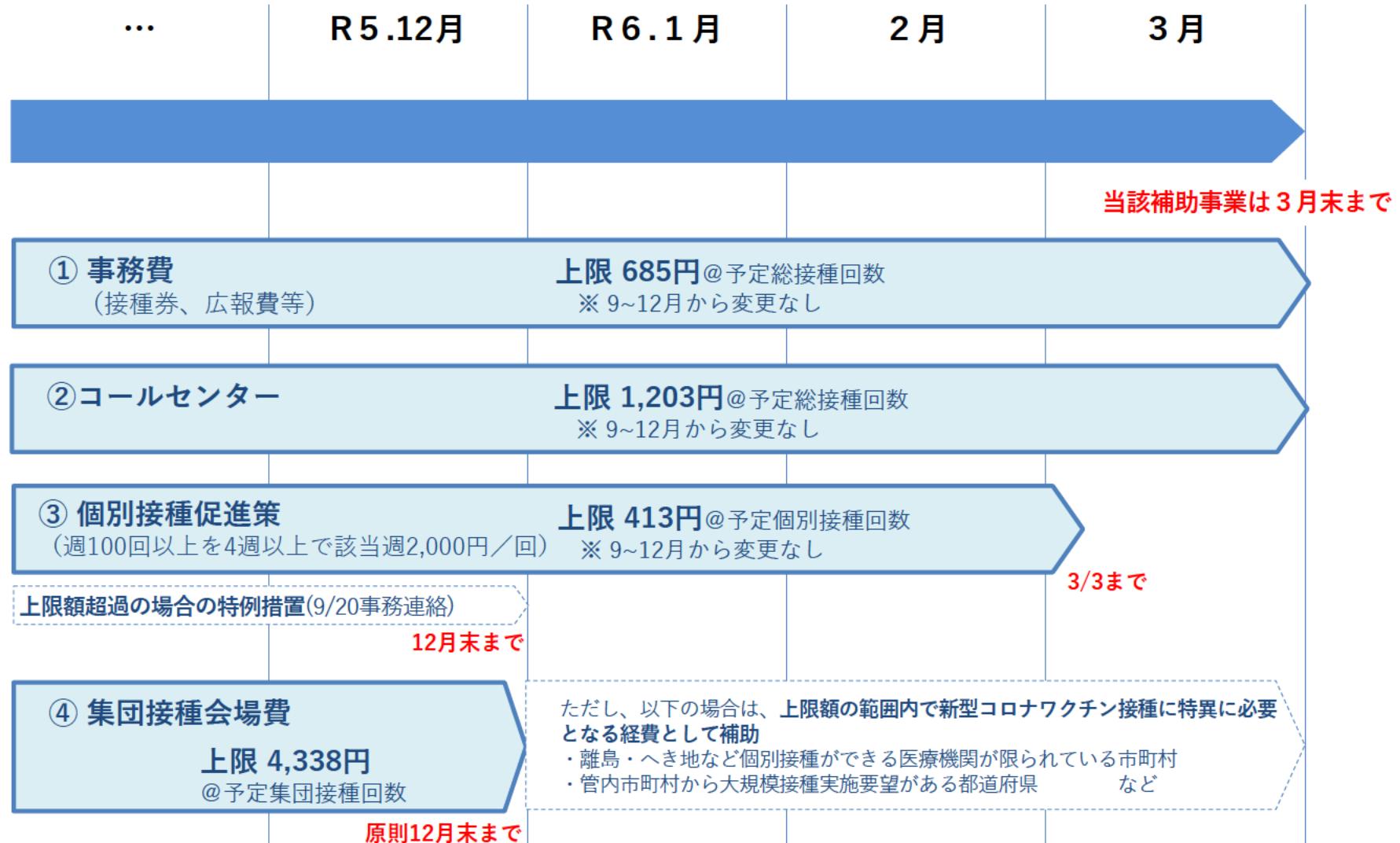
ホームページをご覧になれない場合は、お住まいの市町村等にご相談ください。

お問い合わせ先

令和6年1月以降の新型コロナワクチン接種体制確保事業

集団接種会場費用への補助は令和5年12月末で原則廃止。ただし条件に合致する場合は上限の範囲内で特異な経費として補助。

個別接種促進策は令和6年3月3日までとし、上限額超過の場合の特例措置は令和5年12月末までとする。



A類疾病とB類疾病

- 予防接種法においては、感染力や重篤性の大きいことからまん延予防に比重を置いたA類疾病と、個人の発病や重症化予防に比重を置いたB類疾病に疾病を分類している。他方で、H25年度改正以降、A類疾病には疾病の重大さによる社会的損失等の視点を追加。
- 疾病区分の趣旨・目的により、接種の努力義務、勧奨の有無、被害救済の水準など公的関与の度合いが異なる。
- 定期接種においては、A類疾病は小児期に接種が行われることが多く、B類疾病は高齢期に接種が行われている。

◇ A類疾病

①人から人に伝染することによるその発生及びまん延を予防するため

- 集団予防目的に比重を置いて、直接的な集団予防（流行阻止）を図る

ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、結核、痘そう、Hib感染症、肺炎球菌感染症（小児）、水痘、ロタ

②かかった場合の病状の程度が重篤になり、若しくは重篤になるおそれがあることからその発生及びまん延を予防するため

- 致命率が高いことによる重大な社会的損失の防止を図る

日本脳炎、破傷風

- 感染し長期間経過後に、死に至る可能性の高い疾病となることがあります、重大な社会的損失を生じさせるヒトパピローマウイルス感染症、B型肝炎

◇ B類疾病

③個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資するため

- 個人予防目的に比重を置いて、個人の発病・重症化防止及びその積み重ねとしての間接的な集団予防を図るインフルエンザ、肺炎球菌感染症（高齢者）

<定期接種における公的関与、費用負担等>

- 接種の努力義務：あり
- 市町村長による勧奨：あり
- 接種費用の負担：
市町村（9割程度を地方交付税措置）
低所得者以外から実費徴収可能
- 健康被害救済の水準：高額
例：障害年金1級（518万円／年）、
死亡一時金（4,530万円）

- 接種の努力義務：なし
- 市町村長による勧奨：なし
- 接種費用の負担：
市町村（3割程度を地方交付税措置）
低所得者以外から実費徴収可能
- 健康被害救済の水準：低額
例：障害年金1級（288万円／年）、
遺族一時金（754万円）

新型コロナワクチンの今後の接種方針について

- 厚生科学審議会の予防接種・ワクチン分科会(11/22開催)において、今後の接種方針について議論が行われ、以下のとおり了承。

議論のポイント

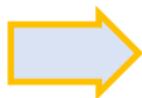
1)特例臨時接種の今年度末での終了について

■ 新型コロナウイルス感染症に関する知見

	昨年度までの知見	新たに得られた知見
疫学的状況	デルタ株と比較してオミクロン株の <u>重症化率等が低下</u>	XBB系統の <u>重症度に上昇の兆候はない</u>
ワクチンの効果等	ワクチンによる <u>重症化予防効果を確認</u>	i) ワクチンによる <u>重症化予防効果の持続期間は1年以上</u> ii) ウイルスに対する <u>免疫を国民の多くが保有している</u>

■ 新型コロナウイルス感染症を取り巻く状況

重症化予防及び死亡予防の効果が確認されている抗ウイルス薬が複数利用可能になり、一般流通も行われるなど、新型コロナウイルス感染症を取り巻く状況においても有利な状況変化が生じている。

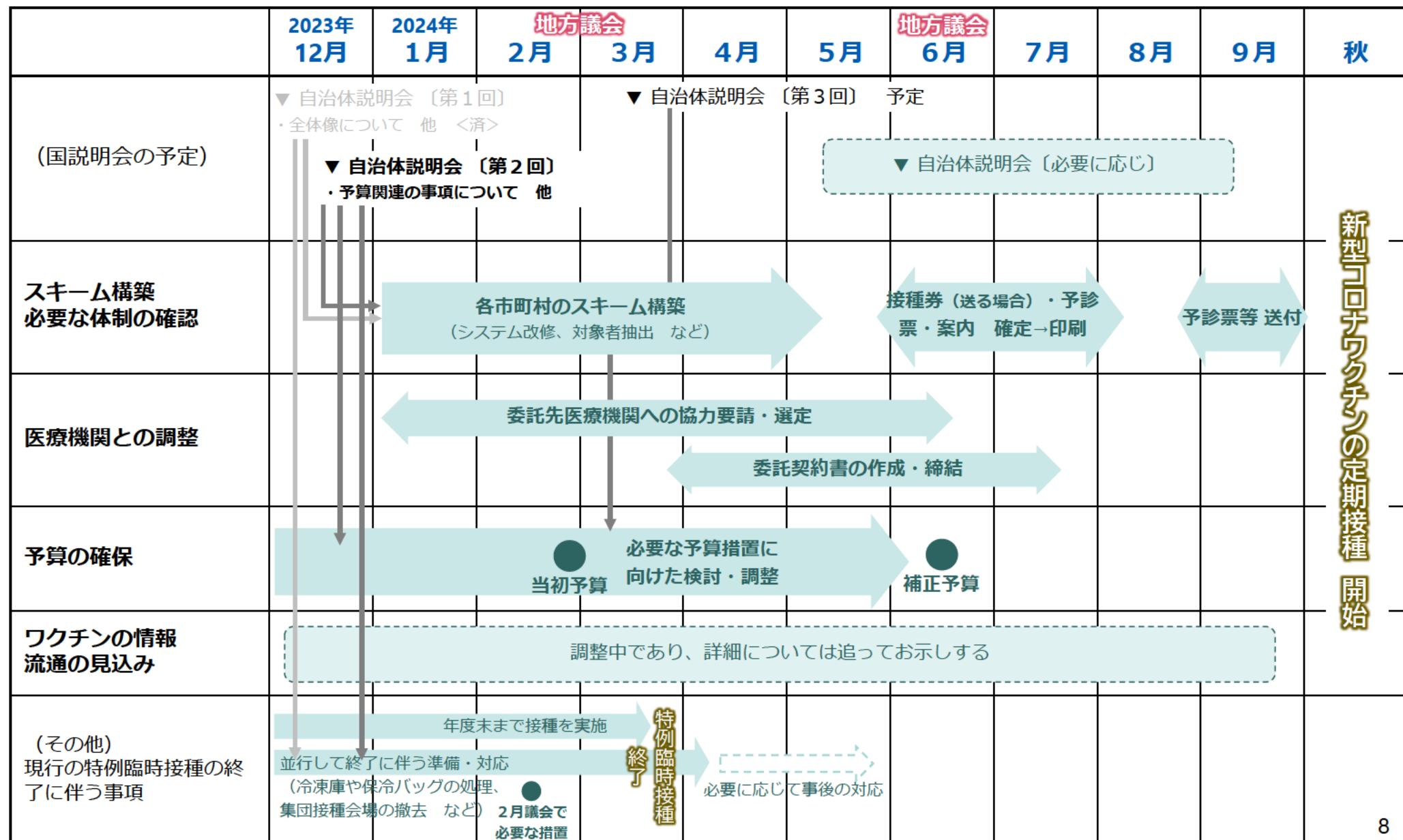


特例臨時接種の実施要件である「まん延予防上緊急の必要がある」と認められる状況にはないと考えられるため、
特例臨時接種を今年度末で終了する。

2)来年度以降の接種プログラムについて

接種の目的等	重症化予防を目的に、新型コロナ感染症を予防接種法上のB類疾病 とし、法に基づく 定期接種として実施
接種の対象者	65歳以上の高齢者等の重症化リスクの高い者 (インフルエンザワクチンと同様の対象者)
接種のタイミング	年1回 の接種として、時期は 秋冬
用いるワクチン	流行主流のウイルスやワクチンの有効性に関する科学的知見を踏まえて、ワクチンのウイルス株を 毎年選択

新型コロナワクチンの定期接種化 各市町村におけるスケジュールイメージ



新型コロナワクチン接種の令和6年度の費用負担について

- 新型コロナワクチンの予防接種については、今年度までは全額国費・無料で実施しているが、来年度からの定期接種化の際、被接種者に費用負担が生じることとなる。
- 令和6年度の定期接種における標準的な接種費用は、以下のとおり7,000円として積算しており、低所得者に関しては接種費用を無料とするため、総接種費用の3割を普通交付税措置することとする。低所得者以外の方の自己負担額については、接種費用7,000円を標準として、各自治体においてご検討いただきたい。

	標準的な接種費用	積算	
		ワクチン価格	手技料
特例臨時接種 (～R5年度)	無料（全額国費）	—	—
定期接種 (R6年度)	<u>7,000円</u>	<u>3,260円</u>	<u>3,740円</u>

※なお、インフルエンザのワクチン価格は、1,500円程度。

今年度のワクチン等の供給について、 及び、年度末で特例臨時接種が終了することに伴う対応について

	現在	令和5年度の供給について	特例臨時接種が終了することに伴う 令和5年度末の対応等について
ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> 接種状況・予約状況等に鑑み、国が都度購入し、都道府県経由で配送。 接種完了までの間、所有権は国に帰属（V-SYSを通じて管理）。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年1月に、令和5年度最終クールとして、国購入済ワクチン残余分を希望する自治体へ配送予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 特例臨時接種終了時の自治体保有分は、国に所有権が帰属しているところ、国からの指示に従い、各自治体において廃棄していただく予定（事務連絡を発出予定）。 令和6年3月末～4月上旬に、3月末時点の各自治体のワクチン残余数を調査予定。
針、シリンジ	<ul style="list-style-type: none"> 国が購入し、希望する自治体へ無償で譲渡。 譲渡後の所有権は、自治体に帰属。 	<ul style="list-style-type: none"> ワクチンの配送終了に併せ、針・シリンジの配送は1月末までとする予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 特例臨時接種終了時の自治体保有分は、自治体の規程に基づき適切に処理していただく予定（事務連絡を発出予定）。

年度末で特例臨時接種が終了することに伴う対応について（2）

	現在	令和5年度末の対応について
冷凍庫、保冷バッグ	<ul style="list-style-type: none"> ・国が購入し、希望する自治体へ無償で譲渡。 ※ 現時点において譲渡終了。 ・譲渡後の所有権は自治体に帰属。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、国からの追加の無償譲渡の予定はない。 ・現在各自治体で保有している物については、新型コロナワクチンの保管及び移送が特例臨時接種期間終了まで適切に実施されることを前提として、 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 他の有効活用の用途があるもの 自治体の規程等に基づき、譲渡、売却等ご活用いただきたい。 (P24のQ2もご参照) ➢ 有効活用を図った上で、使用が一切見込まれないもの 自治体の規程等に基づき、廃棄を進めて差し支えない（事務連絡を発出予定。）。
VRS関係	<ul style="list-style-type: none"> ・タブレットで読み取り 	令和5年度中は使用可能。その後、タブレットと読み取り台は、業者が回収予定。

※ 針・シリンジや冷凍庫等のうち、国補助金を使って各自治体で購入されたものについて

<現在>

特例臨時接種に活用いただいているところ。 例：針・シリンジ、冷凍庫、保冷バッグ、集団接種会場用の備品等

<年度内>

特例臨時接種に活用するため基本的には処分はしない。処分する場合は交付要綱に基づくこと。

<令和6年度以降>

目的を達したことから、各自治体の会計規程に則り適切に管理。処分とは転用、譲渡、交換、貸付、担保へ供すること。

定期接種ワクチンについて

- ・ 5種混合ワクチン
(百日せき、ジフテリア、破傷風、ポリオ及びHib)
- ・ 小児に対する肺炎球菌ワクチン
- ・ 高齢者に対する肺炎球菌ワクチン
- ・ HPV感染症の予防接種に関する相談支援・医療体制強化のための地域ブロック拠点病院整備事業

ひとくらしみらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

2023(令和5)年12月20日

- 5種混合ワクチンを定期接種に位置づけることとし、接種の対象者や実施方法等は以下のようにする。

定期接種の対象者 (政令)	<ul style="list-style-type: none"> ● 生後2月から生後90月に至るまでの間
接種間隔・方法 (省令) (通知)	<ul style="list-style-type: none"> ● 初回接種：20日以上の期間をおいて3回皮下又は筋肉内に接種 ● 追加接種：初回接種終了後6月以上の間隔をおいて1回皮下又は筋肉内に接種 ● 初回接種：生後2月から生後7月に至るまで開始し、4週間（医師が必要と認めた場合には3週間）から8週間までの間隔をおいて3回 ※接種開始齢によって、接種回数は不变とする。（4種混合と同様） ● 追加接種：初回接種終了後から6月から13月までの間隔（※）において1回 ※ ただし、添付文書上可能な場合は、初回接種終了後から6月から18月までの間隔。
用いるワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ● 使用するワクチンは5種混合ワクチンを基本とする。 ● ただし、当面の間は4種混合ワクチン及びHibワクチンも使用できることとする。
長期療養特例	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行の4種混合及びHibワクチンと同様、特例の対象とする。 ● 特例の対象となる上限年齢は、15歳未満とする。
定期接種対象者から除かれる者 及び予防接種を受けることが適 当でない者	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行の4種混合及びHibワクチンと同様、現行規定のとおりとする。
定期接種化の開始時期と開始時 の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 定期接種化の開始は、令和6年4月1日とする。 ※ 5種混合ワクチンの接種対象者は、令和6年2月生まれ以降の者とする。
接種方法に関するその他の事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 5種混合ワクチンの交互接種については、従来の取扱いと同様、原則としては同一のワクチンで接種を行うこととしつつ、原則によることのできない場合についても接種が実施可能なよう、必要な規定を設ける。

- なお、ワクチン小委員会での議論を踏まえ、標準的な接種時期については、感染症の疫学的状況等も考慮した、より効果的な接種とするための接種時期等を定める。具体的には、実施要領（通知）に規定する初回接種の標準的な接種時期を、現行のHibワクチンを参照して規定する等の対応をとる。

沈降15価肺炎球菌結合型ワクチンについて

2023(令和5)年12月20日

- 沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン (PCV15) を定期接種に位置づけることとし、接種の対象者や実施方法等は、以下のようにする。

定期接種の対象者 (政令)	<ul style="list-style-type: none"> ● 生後2月から生後60月に至るまでの間
接種間隔・方法 (省令) (通知)	<ul style="list-style-type: none"> ● 初回接種：生後24月に至るまでの間に、27日以上の期間をおいて3回皮下又は筋肉内に接種 ※ 他に、初回接種開始時の月齢に応じて、1～2回の初回接種の規定をPCV13同様に定める。 ● 追加接種：初回接種終了後60日以上の間隔をおいて、生後12ヶ月に至った日以降において、1回皮下又は筋肉内に接種 <ul style="list-style-type: none"> ● 初回接種：生後2月から生後7月に至るまでの間に開始し、生後12月までに27日以上の間隔をおいて3回 ※ 他に、初回接種開始時の月齢に応じて、1～2回の初回接種の規定をPCV13同様に定める。 ● 追加接種：生後12月から生後15月に至るまでの間に、初回接種終了後から60日以上の間隔をおいて1回 ※ 他に、初回接種開始時に生後7ヶ月に至った日の翌日から生後12月に至るまでの間にある者には、初回接種終了後60日以上の間隔をおいて1回行うことをPCV13と同様に定める。
用いるワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ● 使用するワクチンはPCV15を基本とする。 ● ただし、当面の間はPCV13も使用できることとする。
長期療養特例	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行のPCV13と同様、特例の対象とする。
定期接種対象者から除かれる者及び予防接種を受けることが適当でない者	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行のPCV13と同様、現行規定のとおりとする。
定期接種化の開始時期と開始時の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 定期接種化の開始は、令和6年4月1日 ※ PCV15の接種対象者は、令和6年2月生まれ以降の者とする。
接種方法に関するその他の事項	<ul style="list-style-type: none"> ● PCV15とPCV13の交互接種については、PCV13で接種を開始した場合でも、PCV15に切り替えて接種が可能なよう、必要な規定を設ける

高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの経過措置について

まとめ

【高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの現状等】

- 高齢者に対する肺炎球菌ワクチンについては、平成26年に定期接種に位置づけ、接種の対象者を「65歳の高齢者等」として実施しつつ、それ以上の世代についても接種機会を提供する目的で、経過措置を設けてきた。
- 2回の経過措置を経て、本来の接種対象年齢を超えた方における接種状況は65歳の方における接種率と同等程度となっている。

【侵襲性肺炎球菌感染症の疾病負荷、ワクチンに関する知見等】

- 15歳以上における侵襲性肺炎球菌感染症（IPD）全体の年間累積罹患者数は、高齢者におけるPPSV23の定期接種化後、新型コロナ流行前までは、減少していなかった。また、高齢者における患者数も同様に減少していなかった。
- 15歳以上におけるIPDの症例から検出された肺炎球菌の血清型において、現在利用可能な他の肺炎球菌ワクチンと比べ、PPSV23でカバーされる割合は比較的高い。

【経過措置に関する小委における結論】

- 経過措置の終了に異論なく、基本方針部会に報告することとされた。
- 必要な周知等を進めるべきとの意見があった。

対応方針

【高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの対象者に係る経過措置について】

- 2回の経過措置（10年間）を通じた接種機会の提供の状況、高齢者に対する肺炎球菌ワクチンを取り巻く状況、小委における議論等を踏まえ、対象者に係る経過措置を予定どおり終了することとする。
- 今般の経過措置の終了を含め、高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの制度や対象者等について、接種を希望される方の検討に資するよう、必要な情報提供等に取り組むこととする。

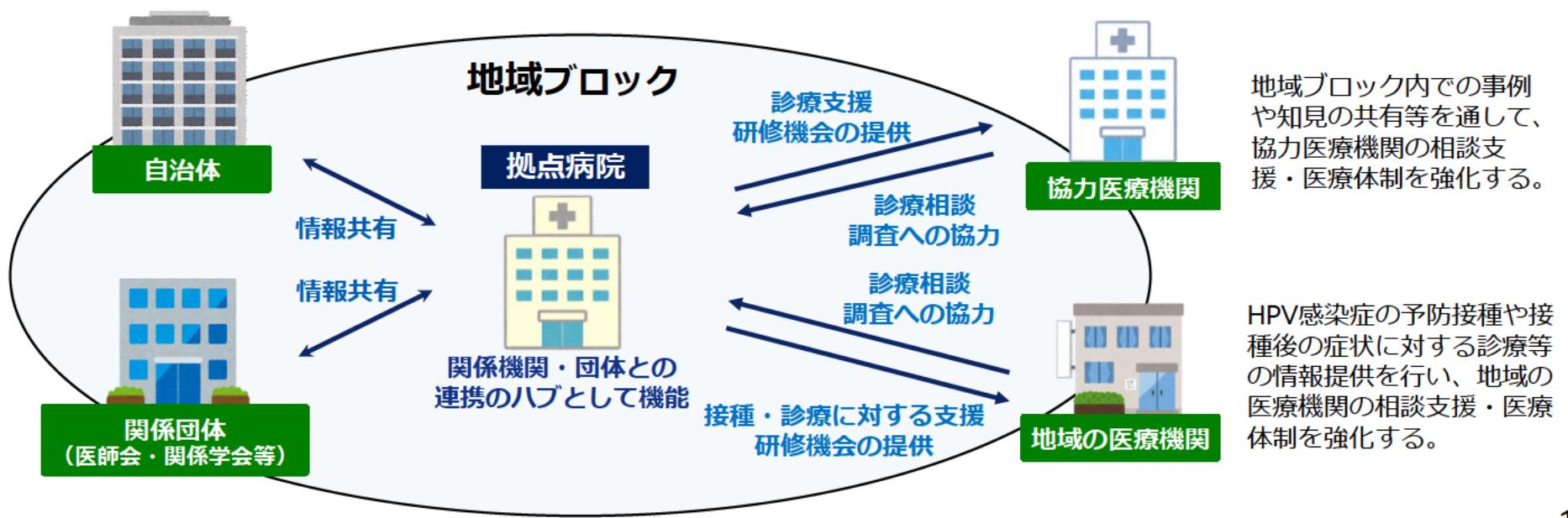
HPV感染症の予防接種に関する相談支援・医療体制強化のための 地域ブロック拠点病院整備事業（概要）

目的：ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症の予防接種を進めるにあたって、協力医療機関の中から、地域ブロック別に拠点病院を設け、HPV感染症の予防接種に関する相談支援・医療体制の強化を図る。

事業内容

日本全国を10ブロックに分け、地域ブロック別に拠点病院（1～2医療機関）を選定する。拠点病院は、医療機関・自治体・関係団体等との連携のハブとして、下記のような役割を担う。

- ・協力医療機関や地域の医療機関との連携を構築し、研修会等の実施を通して、協力医療機関の診療支援・地域の医療機関に対する情報提供を行い、よりよい診療体制の構築に寄与する。
- ・都道府県・市町村・医師会・学校関係者・予防接種センター等との連携を構築し、情報共有を行う。



注) 協力医療機関とは、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関を指す。